

## ○福島県産業廃棄物税条例

平成十七年三月二十五日

福島県条例第四号

## 福島県産業廃棄物税条例

## (課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者及び廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者のうち、産業廃棄物の最終処分(廃棄物処理法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。)を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 県内において設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号)の施行の日前に県内において設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る廃棄物処理法第十五条第一項の許可を要しなかったものを含む。)をいう。

## (賦課徴収)

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の定めるところによる。

## (納税義務者等)

第四条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者(産業廃棄物が廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物(以下「中間処理産業廃棄物」という。)である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。)が、その排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、

最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

- 2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

(課税標準)

第五条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第六条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(税額の端数計算)

第七条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(徴収の方法)

第八条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による。

- 一 第四条第一項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収
- 二 第四条第二項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

(特別徴収義務者)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十条 前条第一項及び第二項の特別徴収義務者は、最終処分場ごとに、当該最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 最終処分場の名称及び所在地
  - 三 最終処分場の設備の概要
  - 四 埋立処分の開始年月日
  - 五 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の規定により提出した登録申請書に記載した事項に変更があったときは、特別徴収義務者は、直ちに変更の登録申請書を知事に提出しなければならない。

(特別徴収義務者としての証票の交付等)

- 第十一条 知事は、前条第一項の登録の申請があったときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票(以下この条において「証票」という。)を交付する。
- 2 証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
  - 3 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
  - 4 証票の交付を受けた者は、当該最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から十日以内にその証票を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

(申告納入の手続等)

第十二条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第十三条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及

び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 法第十五条第四項、法第十五条の二及び法第十五条の三並びに法第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第十一条、法第十六条第二項及び第三項、法第十六条の二第四項並びに法第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 3 知事は、第一項の規定により徴収猶予をしたときは、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十四条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認めるとき又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があると認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第一項の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 知事は、第一項の申請があつたときは、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があつた日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第十五条 第八条第二号の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「申告納付すべき納税者」という。)は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

ない。

- 一 申告納付すべき納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 最終処分場の名称及び所在地
- 三 最終処分場の設備の概要
- 四 埋立処分の開始年月日
- 五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により提出した届出書に記載した事項に変更があったときは、直ちに変更の届出書を知事に提出しなければならない。

(申告納付の手続等)

第十六条 申告納付すべき納税者は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき産業廃棄物税について、これを申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。
- 3 第一項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならないときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

(産業廃棄物税の納税管理人)

第十七条 福島県税条例第三十九条の十八及び第三十九条の十九の規定は、産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者(次条第一項において「特別徴収義務者等」という。)について準用する。この場合において、同条例第三十九条の十八第二項中「事業税」とあるのは、「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等の義務)

第十八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者等は、帳簿を備え、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実その他知事が必要と認める事項をこれに記載し、当該搬入に係る第十二条第一項の納入申告書又は第十六条第一項の申告書の提出期限の翌日から起算して五年間これを保存しなければならない。この場合において、産業廃棄物税の特別徴収義務者等は、当該帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第一項の規定による当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

- 2 前項後段の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録に対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録を当該帳簿とみなす。
- 3 福島県税条例第四十一条の十四から第四十一条の十六までの規定は、第一項後段の承認について準用する。この場合において、同条例第四十一条の十四第一項中「製造たばこの製造者若しくは特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者」とあるのは「福島県産業廃棄物税条例(平成十七年福島県条例第四号)第十八条第一項に規定する特別徴収義務者等」と、「前条第一項、第二項又は第四項」とあるのは「福島県産業廃棄物税条例第十八条第一項」と、同項、同条第二項第二号及び第四項第一号、同条例第四十一条の十五第一項並びに同条例第四十一条の十六第一項各号中「備付け」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

(更正及び決定に関する通知)

第十九条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第六項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(平二二条例六八・一部改正)

(不足税額等の納入等)

第二十条 前条の通知書により通知を受けた者は、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)があるときは、規則で定めるところにより、当該不足税額並びに当該不足税額に対する延滞金額及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに、納入書により納入し、又は納付書により納付しなければならない。

(課税地等)

第二十一条 産業廃棄物税の賦課徴収については、福島県税条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「／狩猟税／産業廃棄物税／」と、同条例第九条第二項中「十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは「／十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける場所の所在地／十三 産業廃棄物税 最終処分場の所在地／」とする。

(使途)

第二十二条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てなければならない。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一七年規則第一三三号で平成一八年四月一日から施行)

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。

(経過措置)

3 施行日において現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者である者については、第十条第一項中「当該最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置し、産業廃棄物の埋立処分を行っている者(前項の者を除く。)については、第十五条第一項中「最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(施行前の準備)

5 第十条第一項の規定による特別徴収義務者としての登録の手續及び附則第八項の規定による申請の手續は、施行日前においても行うことができる。

(課税の特例)

6 当分の間、排出事業者がその排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分するための搬入(他の者からの委託により産業廃棄物を処分して発生した

中間処理産業廃棄物を排出した事業者が当該中間処理産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分するための搬入を除く。)に対して課する産業廃棄物税の課税標準は、第五条の規定にかかわらず、当該搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の二分の一の重量とする。

- 7 当分の間、一の納税義務者の四月一日から翌年の三月三十一日まで(次項の規定により年度の中途において承認を受ける場合にあっては、承認を受けた日から三月三十一日まで)の間における産業廃棄物(他の者からの委託により産業廃棄物を処分して発生した中間処理産業廃棄物を除く。以下同じ。)の最終処分場への搬入に係る重量(前項の規定が適用される場合にあっては、同項の規定が適用された後の重量)の合計が一万トンを超える場合の当該納税義務者の課税標準は、第五条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる重量の区分によって産業廃棄物の最終処分場への搬入に係る重量を区分し、当該区分に応ずる同表下欄に掲げる率を乗じて計算した重量の合計とする。

一万トン以下の重量	百分の百
一万トンを超える重量	百分の五十

- 8 前項の規定の適用を受けようとする排出事業者は、適用を受けようとする年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の開始の日(年度の中途において適用を受けようとする場合は、適用を受けようとする期間の開始の日)の十日前までに規則で定める様式による申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 9 前項の承認を受けた者が第四条第一項に規定する搬入を行う場合における産業廃棄物税の徴収については、第八条第一号の規定にかかわらず申告納付の方法によるものとする。
- 10 附則第八項の承認を受けた者が、第四条第一項に規定する搬入を行う場合は、規則で定める様式による承認を証する書面を特別徴収義務者に提示しなければならない。

(検討)

- 11 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二二条例六八・一部改正)

- 12 知事は、平成二十七年度末を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二二条例六八・追加)

附 則(平成二二年条例第六八号)

この条例は、公布の日から施行する。